

第2章 教育を取り巻く現状と課題

1 教育を取り巻く社会の動向

(1) 少子高齢化の進行

人口減少や少子高齢化の進行により、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しており、子どもたちの触れ合いの機会が減少することで、人間関係のもち方やルールを学んでいくといった社会生活の基盤を培う体験の機会が減少しています。

(2) グローバル化・高度情報化の進展

社会や経済、情報のグローバル化が進展している中で、コミュニケーション能力の育成や異文化を理解し認め合う国際人として活動できる能力が求められています。

さらに高度情報化社会では、情報化社会に適応するための教育、また、情報モラルに対する教育の重要性が高まっています。

(3) 家族形態の変容・ライフスタイルの多様化

核家族化の進行、ライフスタイルの多様化に伴い、家庭や地域社会も大きく変化し、家庭の教育力の低下、地域活動の担い手の減少などが懸念されています。価値観が多様化する社会においては、社会のルール、モラル、マナーを守るといった規範意識の醸成が求められています。

(4) 地域コミュニティにおける人間関係の希薄化

地域との結び付きや人間関係が希薄化しており、地域の教育力が低下しています。

社会全体で教育に取り組むため、社会における人と人のつながりを重視して、コミュニティを再構築することが課題となっています。

(5) 東日本大震災からの教訓

東日本大震災により、困難に直面しようとも、諦めることなく、状況を的確に捉えて自ら考え行動する力的重要性が教訓として残されました。さらには、施設の耐震化や防災教育に関する意識が高まり、助け合いの心の大切さを再認識しました。

2 教育を取り巻く現状と課題

(1) 学ぶ意欲や学力

社会情勢の変化の中で、知識が社会の発展の源泉となる「知識基盤社会」が進展しています。知識や技能はもちろんのこと、学ぶ意欲の醸成や、自分で課題を見つけ主体的に学ぶ力の育成、主体的な判断力や行動力の育成など、確かな学力を向上させることが求められています。

(2) 規範意識や倫理観

子どもたちの規範意識や倫理観の低下、他人とのコミュニケーション能力の低下が指摘されていることから、基本的な生活習慣を身に付けさせ、公共の精神を尊び、一人ひとりの生命や人権を尊重し、他人を思いやる心や感動する心を育む教育が求められています。

(3) いじめや暴力行為などの問題行動、不登校

いじめは決して許されない行為であり、いじめにより自ら命を絶つ悲惨な事態も発生しています。いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものであることを認識して、いじめの兆候をいち早く把握し迅速に対応するなど、いじめの未然防止や早期発見、早期解消に向けた取組が必要です。

いじめや暴力行為などの問題行動に対しては、教育現場における毅然とした指導を徹底するとともに、不登校に対しては、児童生徒への支援が求められています。

(4) 家庭や地域の教育力

家族形態の変容やライフスタイルの多様化、地域コミュニティにおける人間関係の希薄化に起因して、家庭や地域の教育力の低下が指摘されています。社会全体で子どもの学びや成長を支えるため、学校・家庭・地域[※]には、一体となった教育支援の取組や地域活動の担い手となる人材の育成が求められています。

(5) 生涯学習への期待

社会の大きな変化の中で、市民一人ひとりが生涯にわたり自ら意欲をもって学び、スポーツや文化・芸術活動に取り組めるよう、学習環境の整備や学習機会の充実などが求められています。また、一人ひとりの個性や能力を伸ばし、いきいきと活躍できるよう、学習成果を生かせる機会の充実を図り、さまざまな技術や知識をもつ人材が活躍できる体制の整備が求められています。

[※] 学校・家庭・地域：ここでいう地域は、場所としての地域だけでなく、そこに住む地域住民も含む地域社会と考えています。

3 本市の教育を取り巻く現状と課題

(1) 学力向上への取組

全国学力・学習状況調査の過去5年間の経年比較によると、本市の児童生徒の学力は、小・中学校とも上昇していますが、さらなる学力の向上や学校間における学力格差の解消が必要です。また、家庭における学習習慣が十分に定着していない状況があり、家庭との連携により学習習慣を改善する必要があります。

(2) いじめ・不登校への取組

本市におけるいじめの認知率は、近年減少傾向にありますが、いじめの未然防止のためには、心の教育や相談体制をより一層充実させる必要があります。また、不登校の出現率が、中学校では全国平均を上回っており、不登校の未然防止や不登校児童生徒の学校復帰に向けた取組、学習の遅れを補償する取組を行う必要があります。

(3) 学校・家庭・地域の連携

本市では、全ての小・中学校をコミュニティ・スクールに指定しており、地域の教育力を学校に取り込んで、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たしながら一体となって子どもたちの教育を推進しています。この活動をさらに拡大発展させ、学校・家庭・地域のより強固な連携体制を構築する必要があります。

(4) 歴史や伝統、文化を生かした教育

本市は、周防の国の政治・経済・文化の中心として栄え、先人が築いてきた歴史や伝統、文化を誇りとしています。また、多くの歴史的文化遺産に恵まれており、県下では指定文化財の数が最も多い地域のひとつです。このような歴史や伝統、文化を子どもたちに伝えていくとともに、文化財の保存や整備だけではなく、文化財を活用した学習機会の提供などにも取り組む必要があります。

(5) 生涯学習を支える人材の育成

本市では、市民の生涯学習を支えるため、ボランティアや指導者の育成に努めていますが、生涯学習を一層推進していくためには、さらなる育成機会の充実があります。文化・芸術を継承する指導者や若い世代の担い手、スポーツ推進団体の育成や競技力向上の人材についても育成していく必要があります。

(6) 教育施設などの整備

本市では、学校や公民館、公会堂などの教育施設の老朽化が進んでおり、安全・安心の観点から、計画的な整備と機能面の充実を図る必要があります。特に学校は、子どもたちの学習や生活の場所であるとともに災害時の指定避難所ともなるため、施設の耐震化を早期に完了させる必要があります。